

令和 2 年 4 月 15 日
令和 2 年 6 月 2 日
令和 2 年 7 月 1 日(更新)

組合員の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止等のための対応について

これまでの新型コロナウイルスの感染拡大防止等のための対応にご理解とご協力をいただきありがとうございました。

6月1日から、次の対応により組合の業務を行ってまいります。
引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 適用・給付業務

窓口での業務は休止しております。

郵便での手続き(届出)をお願いいたします。

電話対応につきましては、7月1日より、通常の午前9時から午後5時までの対応とさせていただきます。

適用課・給付課 (TEL03-3661-2254) / (FAX03-3663-4078)

2. 診療所

対面による診療を一時休止しておりましたが、**6月1日より再開**いたしました。
受診に際しましての詳細は[こちら](#)をご覧ください。

医事課 (03-3661-2241)

3. 組合健康管理センター

組合健康管理センターでは全ての健康診断を一時休止しておりましたが、**6月1日より再開**いたしました。

なお、胃カメラ検査につきましては、検査体制が整うまで引き続き休止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

受診に際しましての詳細は[こちら](#)をご覧ください。

健康管理課 (03-3661-2257)

今後、取り扱いの変更につきましては、随時ホームページにて、ご案内させていただきます。

総務課 (03-3661-2251)

診療所の再開にあたり、
感染防止対策として以下の取り組みをさせていただきます。
ご理解とご協力をお願いいたします。

- ◎ 1階受付は、ビニールパーティションを設置し、医師、スタッフはマスク、フェイスシールドを着用させていただきます。
- ◎ 2階診療所内のテーブル、椅子等を定期的に消毒剤にて清拭させていただきます。
- ◎ 1階・2階の室内は換気に努めさせていただきます。

お客様へご協力のお願い

- 受診に際しましては、マスクの着用をお願いいたします。
マスクは事前にご用意ください。
- 1階・2階にアルコール消毒剤を設置しておりますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。

下記に該当する方は、必ず事前に電話にて、ご相談をお願いいたします。

- ① 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- ② 過去2週間以内に発熱のあった方
- ③ 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（及びそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
- ④ 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある方（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- ⑤ 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

医事課 （03-3661-2241）

健康診断の再開にあたり、
感染防止対策として以下の取り組みをさせていただきます。
ご理解とご協力をお願いいたします。

- ◎ 健診会場にて、検温（非接触体温計）をさせていただきます。
- ◎ 受付にはビニールパーテーションを設置し、医師、健診スタッフはマスク、フェイスシールドを着用させていただきます。
- ◎ 各検査機器は、受診者様毎に消毒剤にて清拭させていただきます。
- ◎ 健診会場の椅子、ドアノブなどを定期的に消毒剤にて清拭させていただきます。
- ◎ 健診会場は換気に努めさせていただきます。

お客様へご協力のお願い

- 受診に際しましては、マスクの着用をお願いいたします。
マスクは事前にご用意ください。
- 会館入口及び検査室出入口に消毒剤を設置しておりますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- 健診会場にて、検温（非接触体温計）をさせていただきます。
- 健診会場は換気を行なっているため、外気温が低い日には室温が下がるため、カーディガン等の羽織るものをご用意いただきますようご協力をお願いいたします。

以上の対応をさせていただく関係で、通常よりお時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。

- 健診終了後、1階のカフェにて軽食をご用意しておりますが、お持ち帰りいただくことも可能です。お気軽にお申し付けください。

当面、下記に該当する方は受診をお断りさせていただきます。

少しでも発熱や体調がすぐれない方は、体調の良い日にご受診をお願いいたします。症状が続く場合は医療機関にご相談ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- ② 過去2週間以内に発熱のあった方
- ③ 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（及びそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
- ④ 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある方（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- ⑤ 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

健康管理課 （03-3661-2257）